

～ 審査結果詳細の確認方法について ～

< 審査結果詳細情報の確認方法 >

e-Shien にログインいただき、**就学支援金の審査結果**の詳細情報がご確認いただけます。

○『申請者向け利用マニュアル_(1)共通編』P.17-19

上記マニュアルは、e-Shien にログインされた後の「ヘルプ」ボタンからご確認いただけます。

なお、**令和7年度では e-Shien 上で「所得制限」で就学支援金が不認定となった場合でも、臨時支援金を意向ありとしている場合は、臨時支援金の支給対象となり、国からの支援があります。**臨時支援金の決定については、e-Shien のシステム外で、12 月以降お知らせします。

< 支給額・判定額計算方法 >

就学支援金及び臨時支援金は**学生本人（保護者等）が直接受取るものではありません**。学校が学生本人に代わって国から就学支援金を受取り、授業料に充当するものです。授業料と就学支援金との差額のみ、以下のとおりご負担いただくことになります。

（国立高等専門学校^{※1}の授業料は、年間23万4,600円（月額換算19,550円）^{※2}（a）です。）

判定基準 ^{※1}	世帯年収目安 ^{※2}	国からの支給額(b) ^{※3}	授業料本人負担額(a)-(b) ^{※4}
30万4,200円以上 ^{※5}	約910万円以上 ^{※6}	年間11万8,800円 ^{※3} 月額換算9,900円 ^{※7}	年間11万5,800円 ^{※8} 月額換算9,650円 ^{※9}
15万4,500円以上 ^{※5} 30万4,200円未満 ^{※5}	約590万円以上 ^{※6} 約910万円未満 ^{※6}	年間11万8,800円 ^{※3} 月額換算9,900円 ^{※7}	年間11万5,800円 ^{※8} 月額換算9,650円 ^{※9}
15万4,500円未満 ^{※5}	約590万円未満 ^{※6}	年間23万4,600円 ^{※3} 月額換算19,550円 ^{※7}	0円 ^{※9}

※1) 次の計算式^{※10}で所得標準額は両親2人分の合計額により判定します。

＜令和7年7月～令和8年3月に就学支援金の申請をする場合＞ 課税地は令和7年1月1日時点の住民票所在地^{※11}

$$(\text{令和6年1月～12月の所得に基づく市町村民税の課税標準額}) \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

保護者等全員（父母両方（収入が無くても必要）の課税標準額で判定します。ご自身の課税標準額などはマイナポータル^{※12}の「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

※2) 両親の一方が障害、高専生1人（16～17歳）・中学生1人の4人世帯の目安です。実際は※1の計算式で判定します^{※13}ので、世帯年収590万円未満の場合でも支給額が年間118,800円となる場合もあります。

※3) 判定基準が30万4,200円以上の方は、就学支援金の審査で不認定となることをもって高校生等臨時支援金の支給対象となります。そのため、判定基準が30万4,200円以上の場合も就学支援金の申請が必要です。

＜その他の留意事項＞

※令和7年1月1日時点で住民票が日本国内にない等の理由により、保護者等全員または一方の課税標準額が確認できない場合、支給額は一律 月額換算9,900円となります。

※令和4年7月以降、早生まれの生徒（※）が申請を行う場合、＜所得判定基準＞の算定式は次のとおりとなります。

$$(\text{市町村民税の課税標準額} - 3.3\text{万円}) \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額} \quad (\text{保護者等合算額})$$

（※）例：令和7年7月分～令和8年6月分の判定の場合、平成21年1月2日～4月1日生まれの方。詳しくは学校にお問い合わせください。

就学支援金は前年以前の課税標準額により支給されるため、保護者等の失業、倒産等家計急変したときにすぐ反映されない場合があります。その場合でも、やむを得ない理由（「疾病、負傷により離職・休職し、その後90日以上就労困難な場合」や、「自己の責めに帰すべき理由によらない離職」等）により収入が著しく減少した場合は、前年の課税所得によらず、家計急変支援制度により授業料と就学支援金との差額について支援を受けられる可能性があります。詳しくは学校の担当窓口にお問い合わせください。

重要！

○就学支援金受給中に **以下の変更があった場合には、その都度、改めて届出が必要**となるので、急ぎ学生課学生係にお申し出ください。

- ・休学・復学
- ・離婚や再婚等による**保護者等（所得確認対象者）の変更**があった場合
- ・令和6年4月以降に収入の修正申告や税額の更正決定により**所得に変更があった場合**（それ以前の所得の変更も対象）